

議案第 10 号

君津市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

君津市奨学金貸付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

奨学金の貸付けの資格要件を緩和するため、君津市奨学金貸付条例（平成 11 年君津市条例第 28 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

君津市奨学金貸付条例(平成 1 1 年君津市条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「借り受け、又は支給を受けていない」を「借りを受けていない」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

君津市奨学金貸付条例新旧対照表

改正案	現 行
(貸付けの資格要件) 第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えたものとする。 (1) ～(4) 省略 (5) 奨学金その他これに類する資金を<u>借り受けていない</u> _____こと。 (6) 省略	(貸付けの資格要件) 第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えたものとする。 (1) ～(4) 省略 (5) 奨学金その他これに類する資金を<u>借り受け、又は支給を受けていない</u>こと。 (6) 省略